

議 事 録

会議の名称	令和5年度第13回登米市農業委員会総会
開催日時	令和6年3月25日（月） 午後1時30分 開会 午後3時01分閉会
開催場所	中田庁舎3階 旧議場
議長の名氏	会長 高橋 清範
出席者 （委員） の氏名	【農業委員】 1番 小野寺 義 幸 2番 鈴木 泰 子 3番 田 島 幹 雄 4番 三 塚 芳 毅 5番 五十嵐 幸 喜 6番 柴 崎 専 一 7番 佐 藤 久 順 8番 浅 野 和 宏 9番 岩 淵 勉 10番 岩 崎 とみ子 11番 阿 部 静 男 12番 上 野 栄 公 13番 小野寺 鉄 子 14番 阿 部 晃 徳 15番 加美山 竜 太 16番 高 橋 健 之 17番 鈴木 巖 18番 芳 村 忠 市 19番 芳 賀 秀 二 20番 櫻 井 利 光 21番 佐 藤 瑛 彦 22番 鹿 野 昭 子 23番 門 馬 一 郎 24番 高 橋 清 範 【農地利用最適化推進委員】 1番 門 脇 昭 雄 2番 及 川 祐 宏 3番 田 崎 光 雄 4番 千 葉 久三男 5番 東 敬 三 6番 芳 賀 定 一 7番 高 橋 弥寿仁 8番 白 石 喜 9番 佐 々 木 正 志 10番 岩 渕 和 也 11番 青 山 信 一 12番 千 葉 利 行 13番 佐 藤 啓 14番 千 葉 孝 二 15番 佐 々 木 喜 朗 16番 千 葉 博 直 17番 佐 々 木 尚 18番 小野寺 堅 二 19番 小 出 隆 則 20番 豊 澤 啓 司 21番 佐 々 木 武 雄 22番 佐 藤 晃 23番 鈴木 一 義 24番 小 林 弘 幸 25番 石 堂 貴 博 26番 佐 藤 進 27番 土 生 浩 也 28番 亀 井 達 夫 29番 近 藤 充 30番 白 鳥 剛 （ は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員）
事務局職員 職 氏 名	農業委員会事務局 事務局長 遠藤 貞、事務局次長 佐々木 祐也、主幹 佐藤 聡、主事 千葉 隆瑛、主事 三浦 翼、主事 白石 雄大 書記：農地管理係長 園田孝史
議 題	報告第41号 農地法第18条第6項の規定による届出について

	報告第 42 号 使用貸借権の合意解約について 報告第 43 号 農地基本台帳新規(補正)登載申請について 議案第 82 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 83 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第 84 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第 85 号 非農地証明願について 議案第 86 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第 87 号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について 議案第 88 号 令和 6 年度登米市農業委員会基本方針及び事業計画について 報告第 44 号 令和 6 年度登米市農業委員会当初予算について 報告第 45 号 農業委員会事務局職員の任免について
会 議 結 果	報告第 41 号 議案書のとおり報告した。 報告第 42 号 議案書のとおり報告した。 報告第 43 号 議案書のとおり報告した。 議案第 82 号 原案のとおり決定した。 議案第 83 号 すべて可として意見決定することとした。 議案第 84 号 すべて可として意見決定することとした。 議案第 85 号 原案のとおり決定した。 議案第 86 号 原案のとおり決定した。 議案第 87 号 原案のとおり決定した。 議案第 88 号 原案のとおり決定した。 報告第 44 号 議案書のとおり報告した。 報告第 45 号 議案書のとおり報告した。
会 議 の 概 要	下記のとおり
会 議 資 料	令和 5 年度第 13 回登米市農業委員会総会資料 ・議案書 ・議案説明資料 ・諸般の報告 ・農地法第 3 条調査書
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	・あいさつ ・議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、議席番号 17 番 鈴木巖委員、議席番号 18 番 芳村忠市委員を指名します。
議長	日程第 2、会期の決定を議題といたします。

議長	お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。 日程第 3、諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。
議長	日程第 4、報告第 41 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出について、 を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 41 号を終わります。
議長	次に、日程第 5、報告 42 号使用貸借権の合意解約について、を議題としま す。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 42 号を終わります。
議長	次に、日程第 6、報告 43 号農地基本台帳新規(補正)登載申請について、を議 題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 43 号を終わります。
議長	次に日程第 7、議案第 82 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を 議題といたします。

	事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 第1区の報告を登壇してお願いします。
20 番委員	登米市農業委員会第1区に係る現地確認調査は、令和6年3月21日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。 農地法第3条の進行番号2番は、別紙議案説明資料1ページから7ページに記載されているとおりです。申請内容は、栗原市に居住する借受人が、同じく栗原市に居住する借付人から、迫町新田地内の農地を借り受け、耕作を行うものです。譲受人は、栗原市において農地を所有し、既に耕作しており、保有している機械の能力などからみて、効率的に利用できるものと見込まれます。 以上のとおり報告します。 令和6年3月25日現地調査委員 19 番 芳賀 秀二 委員 21 番 佐藤 瑛彦 委員 20 番 櫻井 利光 委員
議長	次に、第2区の報告を登壇してお願いします。
23 番委員	登米市農業委員会第2区に係る現地確認調査は、令和6年3月21日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。 農地法第3条の進行番号12番は、別紙議案説明資料8ページから14ページに記載されているとおりです。申請内容は、岩手県一関市に居住する賃借人が、仙台市に居住する賃貸人から、中田町上沼地内の農地を譲り受け、耕作を行うものです。賃借人は、保有している機械の能力などからみて、効率的に利用できるものと見込まれます。 農地法第3条の進行番号13番は、別紙議案説明資料15ページから22ページに記載されているとおりです。 申請内容は、登米市中田町に居住する賃借人が、登米市石越町に居住する賃貸人から登米市石越町地内の農地を譲り受け耕作を行うものです。 賃借人は、新規就農する方ではありますが、知人の農業者から指導を受けながら管理運営を行う予定であり、許可は妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和6年3月25日現地調査委員 22 番 鹿野 昭子 委員

	1 番 小野寺 義幸 委員 23 番 門馬 一郎 委員
議長	調査報告が終わりました。 次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。 《いずれも支障なしの声》 いずれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。
19 番委員	12 番ですが岩手県の方が、上沼地内の賃借という形ですが、期間 10 年で中間管理を使わない理由がありますか。借りる方も面積はすごくやっている方なので、集積的には問題ないと思いますが、なぜこれをわざわざ 3 条で賃借をしているか理由があるのか教えていただければと思います。
事務局	まず受け手の方は、認定農業者になっていません。登米市で認定を受けていません。ですので、3 条という格好で出されています。
議長	委員よろしいですか。
19 番委員	岩手県でも認定農業者になっていないですか。
事務局	確か、東北の方では認定は受けていますし、岩手も認定を受けていますが、登米市で認定になっていない状況です。登米市で認定が無いと、こちらで認定農業者として受付できない状況になっており、あとは中間管理やあっせんでも登録が無かったと思います。
議長	よろしいですか。
事務局	確かに地域で認定を受けている人がいました。東北で、宮城県で良いといった方がいましたが、宮城県の中でいいからというわけではなく、その町域で認定を受けておかないということで、結局登米市でその認定をハードルから上になっているような方、こういった状況になります。なので、岩手県で良いとなって花泉で認定を受けているかもしれませんが、登米市で認定が無い状況なはずです。
議長	そのほか何かありますか。 《質疑なしの声を確認》

なければ質疑を終わります。

それではこれより議案第 82 号を採決します。

お諮りします。

本案は、申請の通り許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 82 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、申請の通り許可することに決定いたしました。

次に、日程第 8、議案第 83 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、さらに、日程第 9、議案台 84 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

議長

説明が終わりました。

ここで現地調査委員から調査結果の報告を求めます。

最初に第 1 区の報告を登壇してお願いいたします。

20 番委員

農地法第 4 条の進行番号 1 番は、別紙議案説明資料 23 ページから 25 ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に稲わら保管庫、農業用機械置場を整備するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的に転用許可でできない農地ですが、例外的に許可することができる用途区分が農業用施設用地である農地に、農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。また、申請地の一部が既に農外利用されていることから、申請人より顛末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第 4 条の進行番号 2 番は、別紙議案説明資料 26 ページから 28 ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に貸車庫及び駐車場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第二種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第 5 条の進行番号 1 番、2 番、3 番、4 番については、別紙議案説明資料 29 ページから 40 ページに記載されている通りです。申請内容は、太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

	以上のとおり報告します。 令和 6 年 3 月 25 日現地調査委員 19 番 芳賀 秀二 委員 21 番 佐藤 瑛彦 委員 20 番 櫻井 利光 委員
議長	次に、第 2 区の報告を登壇してお願いします。
11 番委員	農地法第 5 条の進行番号 5 番は、別紙議案説明資料 41 ページから 43 ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分は、第 1 種農地で、原則的に転用許可ができない農地ですが、例外的に許可できる集落に接続して設置されるもので、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致いたしました。 同じく進行番号 6 番は、別紙議案説明資料 44 ページから 46 ページに記載されている通りです。申請内容は、太陽光発電施設を設置するもので、申請地の農地区分は、駅からおおむね 300 メートル以内の区域の農地であるため、第 3 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和 6 年 3 月 25 日現地調査委員 22 番 鹿野 昭子 委員 1 番 小野寺 義幸 委員 23 番 門馬 一郎 委員
議長	調査報告が終わりました。 これより議案第 83 号、議案第 84 号について、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。 《質疑なしの声を確認》 なければこれで質疑を終わります。 これより議案第 83 号を採決します。 お諮りします。 本案は、すべて可とすることにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって、議案第 83 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。 次に、議案第 84 号を採決します。

お諮りします。

本案はすべて可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 84 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

次に日程第 10 議案第 85 号非農地証明願について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

農地利用状況調査結果に基づく、非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第 5 条ただし書きにより、現地調査を省略しております。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 86 号を採決します。お諮りします。

本案は、願出の通り証明することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 85 号非農地証明願については、願出の通り証明することに決定いたしました。

次に日程第 11、議案第 86 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

本案件は、利用権設定の進行番号 18 番が、委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当いたします。従いまして審議の進め方は、委員の案件と委員以外の案件にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。よって本議案の審議は分離することに決定いたしました。初めに、委員の案件、利用権設定の進行番号 18 番の審議に入ります。本案件は 6 番、柴崎専一委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

議長

議長

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。
これより議案第 86 号の委員の案件、利用権設定の進行番号 18 番を採決いたします。
お諮りします。
本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって議案 86 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての利用権設定の進行番号 18 番は、原案の通り決定いたしました。
6 番、柴崎専一委員の入場を許可します。
次に議案第 86 号の、委員以外の案件について審議に入ります。事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。
これより議案第 86 号の委員以外の案件について採決します。
お諮りします。
本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案 86 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての委員以外の案件について原案の通り決定いたしました。

議長

日程第 12、議案第 87 号農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。

これより議案第 87 号について採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り非農地として決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案第 87 号農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案の通り非農地として決定することにいたしました。

次に日程第 13 号、議案第 88 号令和 6 年度登米市農業委員会基本方針及び事業計画について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

なければ質疑をこれで終わります。

これより、議案第 88 号令和 6 年度登米市農業委員会基本方針及び事業計画については、原案の通り決定いたしました。

次に日程第 14、報告第 44 号令和 6 年度登米市農業委員会当初予算について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

議長	《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 44 号令和 6 年度登米市農業委員会当初予算について、を終わります。 つぎに日程第 15 報告第 45 号登米市農業委員会事務局職員の任命について、を議題といたします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 以上、事務局職員につきまして報告を終わります。 以上で、総会日程は終了しました。 令和 6 年度第 13 回登米市農業委員会総会を閉じます。
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 6 年 3 月 25 日

議 長(会長) 高 橋 清 範

議事録署名人 17 番 鈴 木 巖

議事録署名人 18 番 芳 村 忠 市